

第29回自立支援協議会

2026.02.20

障害児を含む支援の現状について

子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室

はじめに：子どもの発達を取り巻く現状

全国的に発達に課題のある子どもが増加しています。文部科学省の調査によると、小・中学生の約1割が発達に特性を持つ可能性があることが明らかになっています。

桑名市においても、保育所・学校からの「気になる子」に関する相談が年々増加傾向にあり、地域全体で子どもたちの発達を支えていく体制づくりが求められています。

増加の背景

- ・ 発達特性への理解が進んだ
- ・ 早期発見・早期相談が進んだ
- ・ 社会環境や家庭環境の変化

などがあげられます



桑名市の支援体制の全体像

桑名市では、発達に課題のある子どもたちとその家族を支えるため、**医療・教育・福祉・地域が連携する包括的な支援体制**を構築しています。

医療機関

診断・治療・リハビリテーション

福祉事業所

児童発達支援センター・相談支援事業所・
児童発達支援事業所 等

在籍園・学校

学校・幼稚園・保育所(園)・認定こども園 等

行政

子ども未来部(子ども総合センター、幼保支援課、子ども未来課)
障害福祉課 ・ 教育委員会 等

地域

民生委員・主任児童委員・ボランティア・NPOなどによる見守り・相談

子ども発達・小児在宅支援室とは
 主な業務内容



発達検査を伴う相談	発達検査や聞き取りを通して お子さんの得意なことや苦手なことを知り、関わり方の手立てを一緒に考えることができます。	月・火・木・金曜日に実施 (予約制)
発達が気になる子どもの福祉サービスの相談	児童発達支援・放課後等デイサービスなど、お子さんの発達に必要な福祉サービスやご家族のレスパイトなどについて、相談・申し込みができます。	
ことばの相談	ことばの発音や吃音などの 悩みについて言語聴覚士に相談できます。	月1回(予約制)
就学前教育・保育施設巡回相談	保育所(園)・幼稚園・認定こども園に訪問し、子どもの発達や保護者支援等の相談を受け、支援の専門性の向上を促します。	随時
親子教室 (あそび場どんぐり)	発達段階に合わせたお子さんへの 関わり方やあそび方を一緒に考えます。 対象:未就園児	月3回程度 月曜日に実施
療育手帳	療育手帳の判定の窓口です。 *北勢児童相談所職員が来所し、判定します。	水曜日に実施 (予約制)
医療的ケア児への支援	医療的ケア児コーディネーターが在籍し、在宅への移行期や就園・就学に向けての相談や関係機関との連携を行っています。	

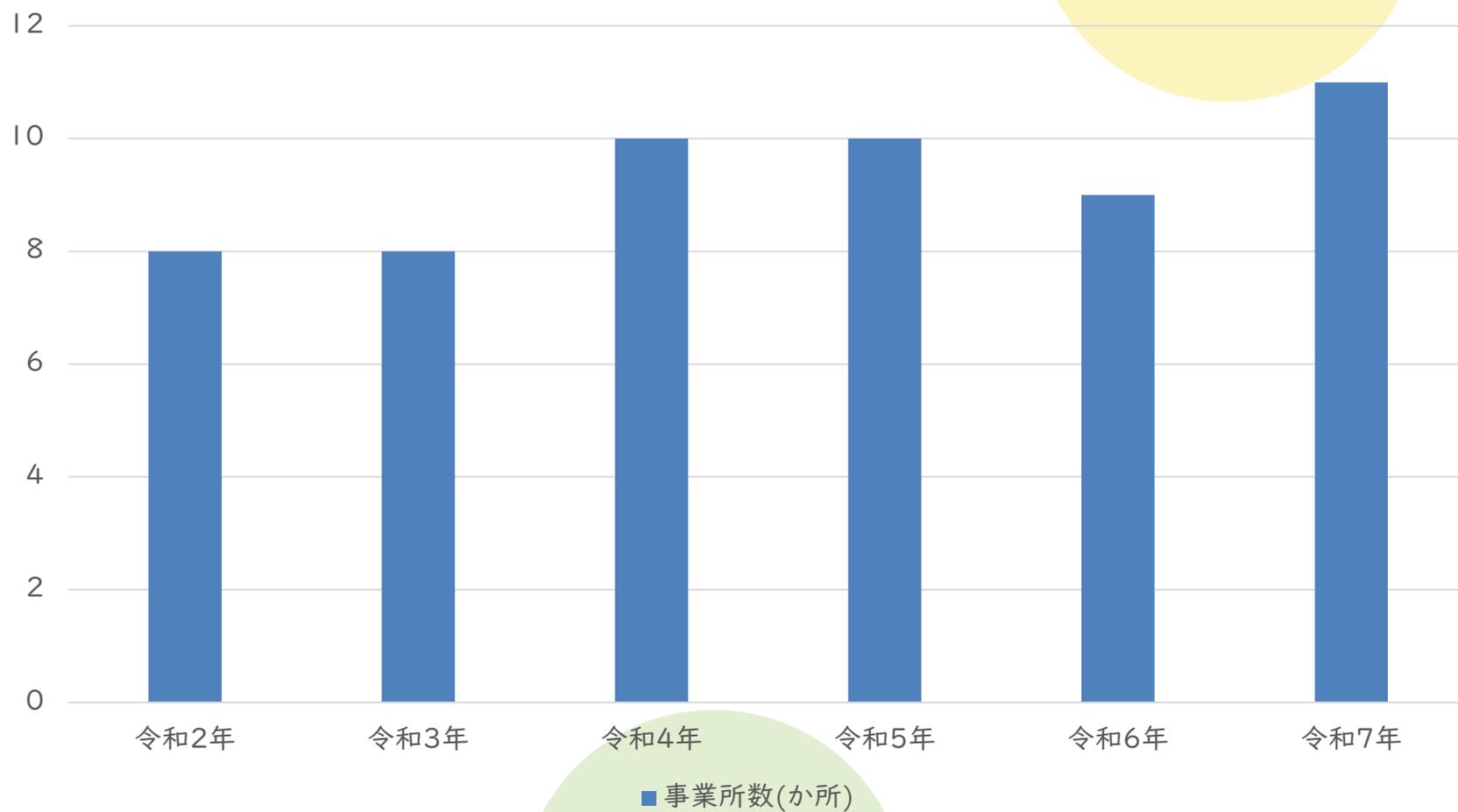
いずれの業務も、子どもと家族に寄り添い、地域で安心して暮らせるよう支援することを目的としています。

《障害児福祉サービス》

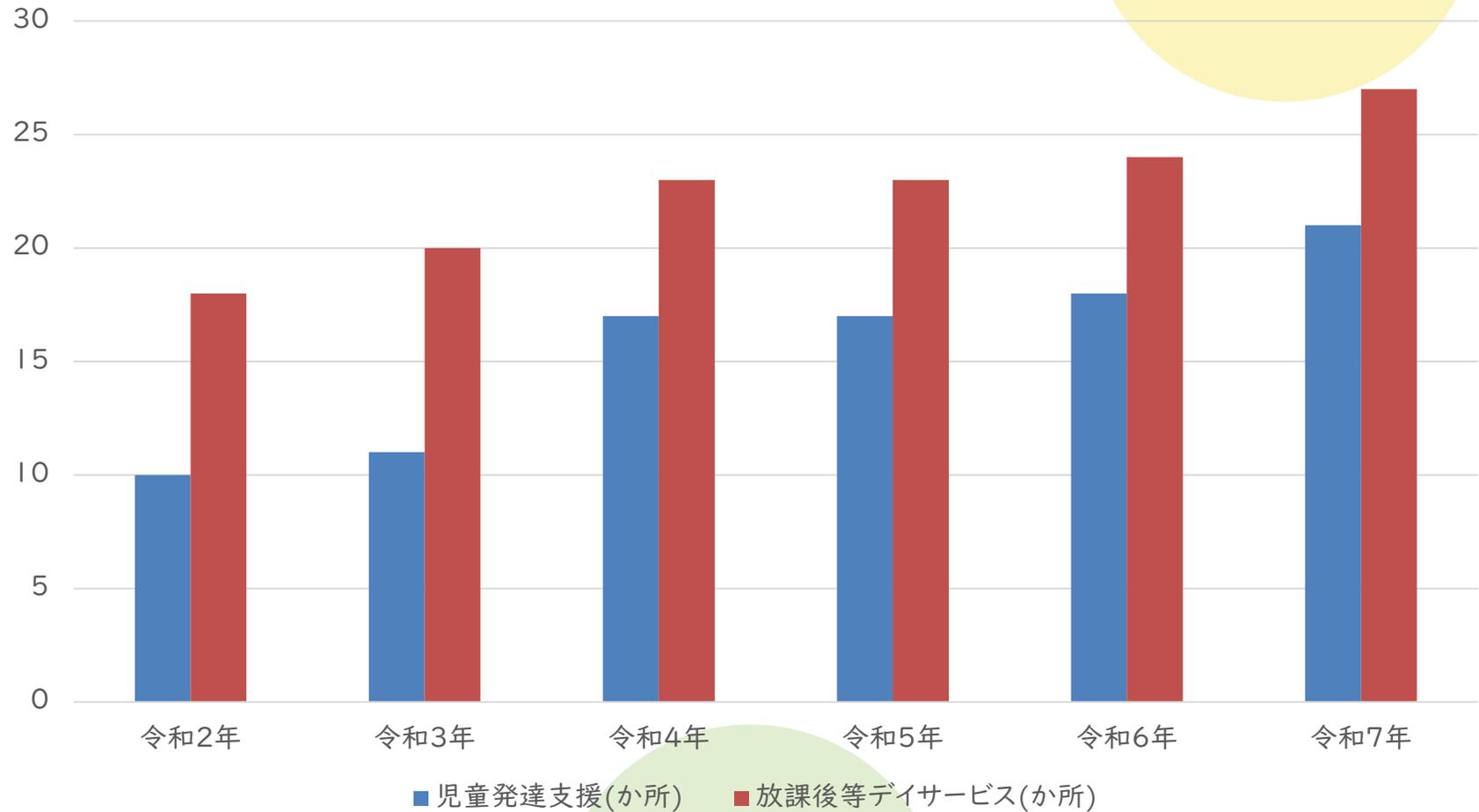
児童福祉法に基づく障害児福祉サービスは、発達に課題のある子どもたちが地域で安心して成長できるよう、様々な形で支援を提供しています。

サービスの概要	内容
児童発達支援	主に未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児（幼稚園、大学を除く）に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援事業所への通所が困難な子どもや家庭に対して、専門スタッフが直接自宅を訪問して支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、小中学校等に通う児童に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

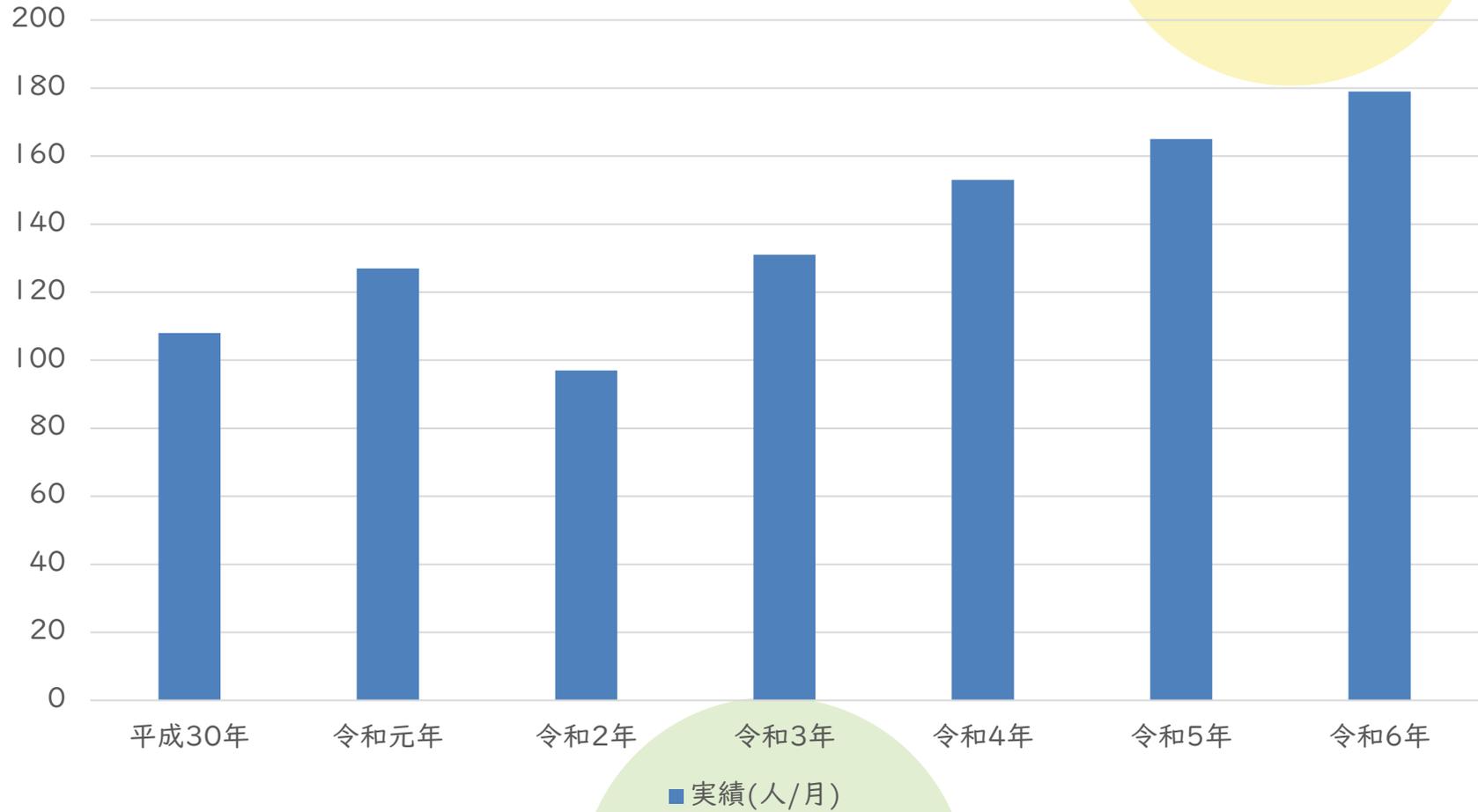
障害児相談支援事業所



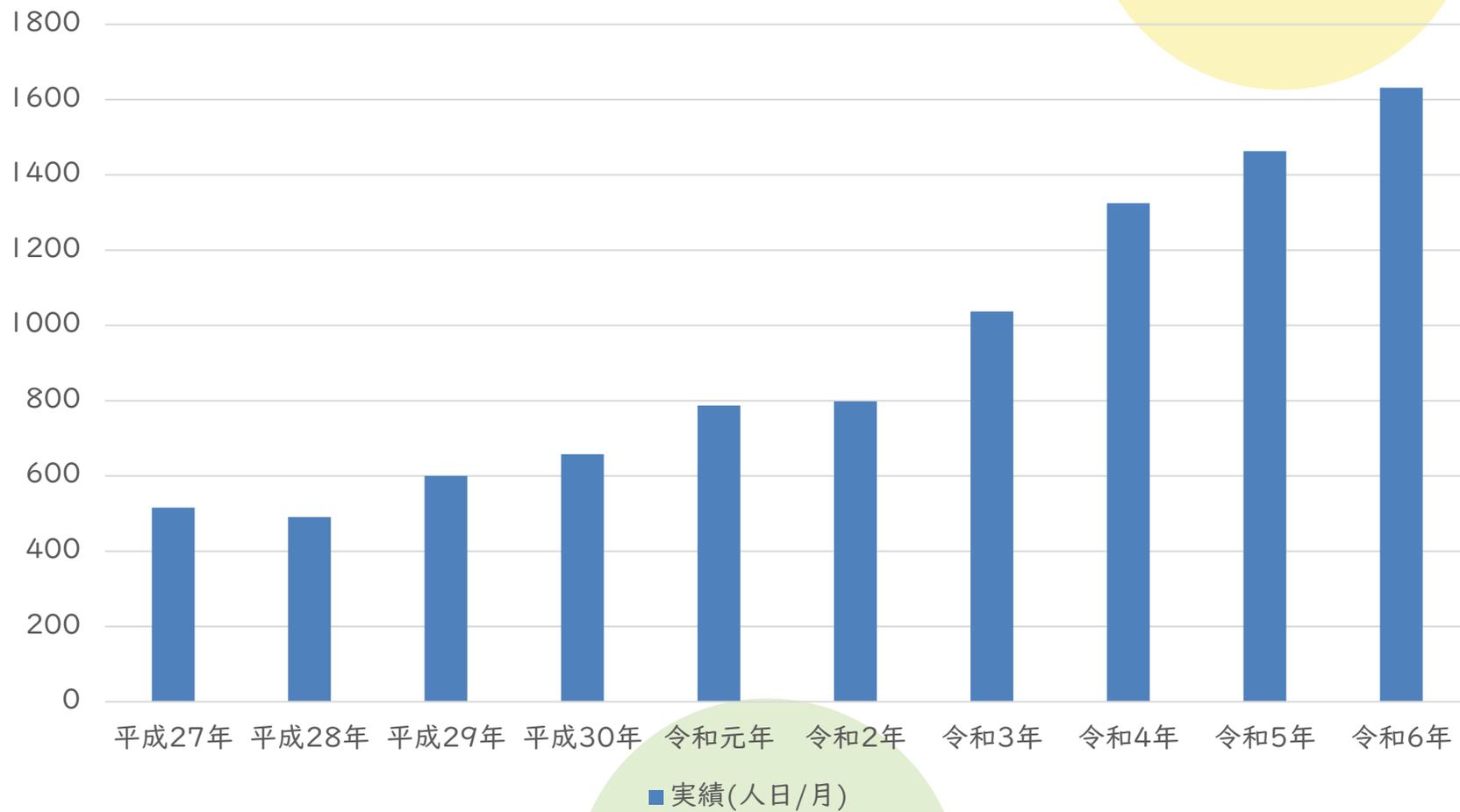
障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）数



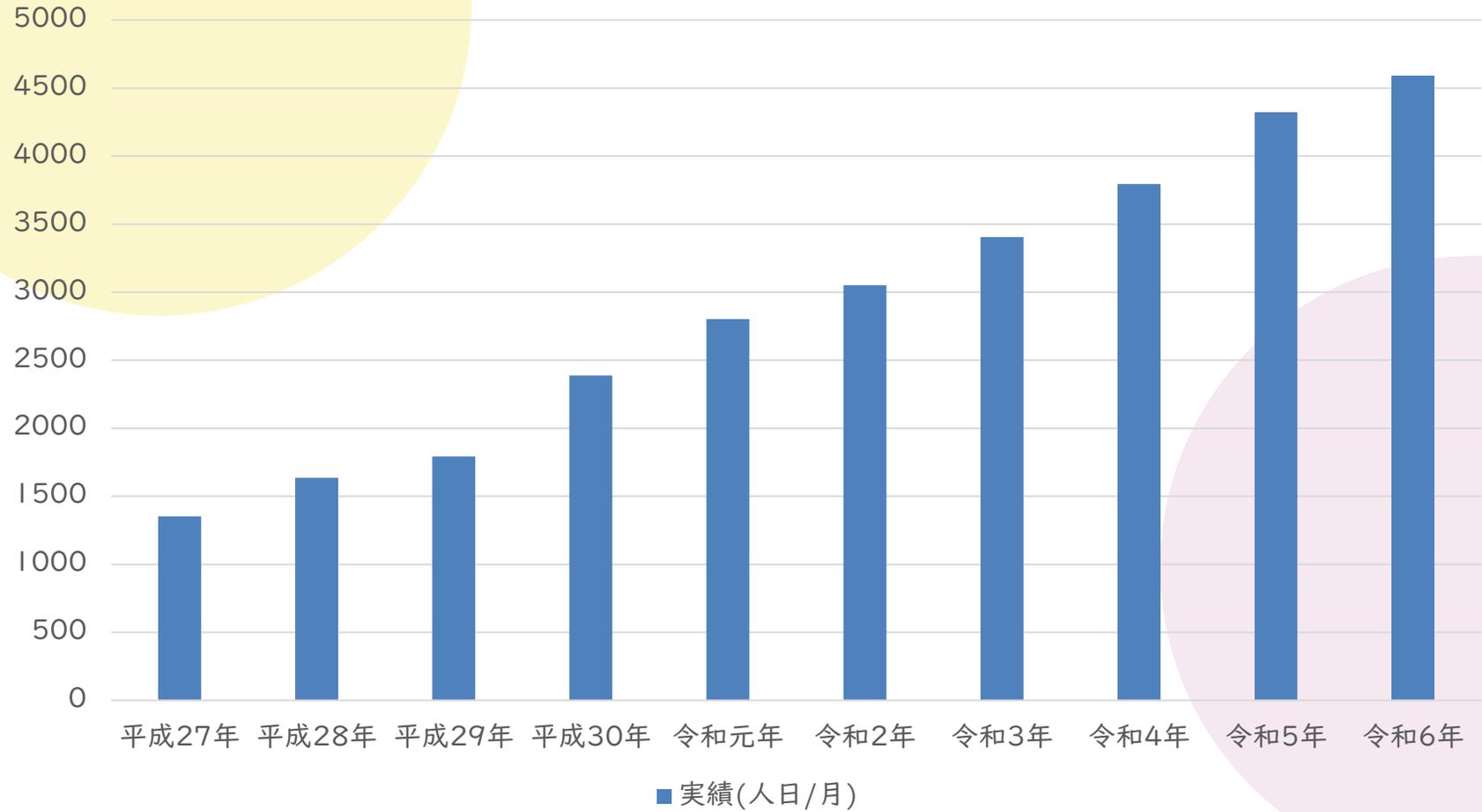
障害児相談支援数



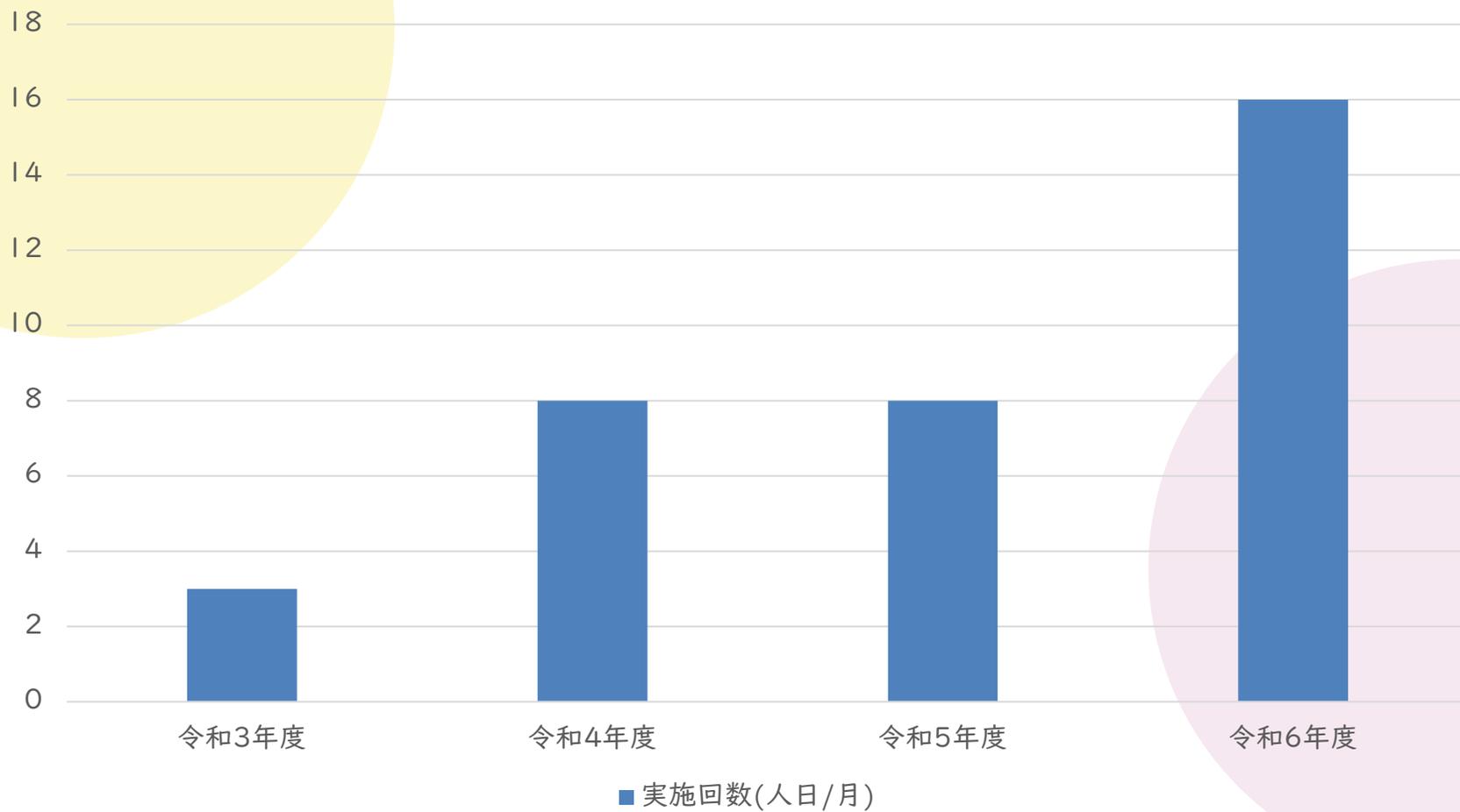
児童発達支援 利用実績



放課後等デイサービス 利用実績



保育所等訪問支援 利用者数



《第7期桑名市障害福祉計画 第3期桑名市障害児福祉計画 目標と考え方》

項目	数値	備考
<p>【目標値①】 児童発達支援センターの設置</p>	<p>1か所（現状1か所）</p>	<p>令和8年度までに設置する児童発達支援センターの個所数</p>
<p>【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p>	<p>1か所（現状1か所） 2か所（R6.4～）</p>	<p>令和8年度までに設置する保育所等訪問支援を実施する事業所の個所数</p>
<p>【目標値③】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>	<p>児童発達支援事業所 1か所（現状1か所） 2か所（R6.11～） 放課後等デイサービス 2カ所（現状2カ所）</p>	<p>令和8年度までに設置する重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の個所数</p>
<p>【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p>	<p>1か所</p>	<p>医療的ケア児支援のための協議の場の設置数</p>
<p>【目標値⑤】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置</p>	<p>1名 2名（R8.1.1現在）</p>	<p>令和8年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数</p>

ご清聴ありがとうございました



地域障害児支援体制にかか

取り組みについて (令和6年度)



社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会
児童発達支援センター らいむの丘

児童発達支援センターらいむの丘

保育士・児童指導員・心理担当職員・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・音楽療法士・保健師など、幅広い専門性と豊かな経験を持つ職員による、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業・保育所等訪問事業・居宅訪問型児童発達支援事業を展開しています。

また、地域障害児支援体制中核拠点として、桑名市を中心に、いなべ市、東員町、朝日町、川越町、弥富市などの、隣接・近隣市町と連携し、療育体制や関係機関の職員のスキルアップを支援しています。

保育所等訪問支援事業

保護者の希望に応じて、保育所（園）、幼稚園、小中学校、特別支援学校、放課後等児童クラブなど、集団生活を営む施設を職員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うために、観察し、報告しました。また、関係機関からの要望があれば、特性や支援方法などの助言、指導を行います。

（令和6年度実績：43件）

施設訪問支援事業

保育所（園）、幼稚園、小中学校、特別支援学校、放課後等デイサービス事業所などからの要望に応じて、経験豊かな専門職が施設を訪問し、支援方法の助言や指導を行います。（令和6年度実績：13回）

職員派遣

東員町言語相談(言語聴覚士)

川越町介護予防事業(音楽療法士)

統合事例検討会・緊急支援カウンセリング(臨床心理士)

遊びの広場どんぐり(保育士)

三重県医療的ケア児・者地域ネットワークスーパーバイズ(臨床心理士)

いなべ市特別支援保育・教育コーディネーター

研修会・事例検討会 (令和6年度実績)

児童発達支援センター・放課後等デイサービス等 事業所職員向け研修

子どもの発達について学ぶ	6月6日	12人
子どもの食事を考える	7月26日	49人

子どもの見方・見立て方～個別支援計画に繋げるために～	10月24日	14人
園で使えるあそびを通した子どもとの関り	11月1日	26人
子どもの発達と園でちょっと気になる子への関り	2月21日	16人
事業所の子どもたちへの関りと家族支援	2月27日	11人
動作法研修会	8月16・17日	延べ67人
動作法研修会	12月26・27日	延べ79人

事例検討会

私立保育連合会	6月4日	15人
私立保育連合会	9月26日	10人
私立保育連合会	11月26日	10人
私立保育連合会	2月13日	9人

相談支援センターについて

多世代共生施設らいむの丘では、「相談支援センターらいむの丘」を併設しています。

保育士・介護福祉士・社会福祉士などの資格を持つ相談支援専門員が、児童発達支援や放課後等デイサービス などを利用するために必要なサービス利用計画を、お一人お一人に寄り添って作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行っています。

様々なご相談ごとには、24 時間・365 日、電話対応が可能です。



障害者医療費の現物給付化への 提案

■制度の現状と課題

- ・ 現行の「償還払い」方式では、障害のある方やそのご家族が医療機関の窓口で、一旦、自己負担分を支払い、後から市に申請して助成を受ける仕組みです。

1. 一時的な経済的負担が大きい

2. 申請手続きの手間と時間

3. 申請、審査、支払い業務の煩雑化と増加

■現物給付の仕組み

- ・「現物給付」方式は、医療機関の窓口で自己負担が不要（あるいは一部負担のみ）となり、自治体が医療機関に直接助成分を支払う形です。

1. 受診時の立替え負担が不要

2. すべての障害のある方々に優しい制度

3. 事務処理の効率化

■考えられるデメリットとリスク

- ・利便性向上といった大きなメリットがある一方で、いくつか検討すべき課題やリスクも想定されます。

1. 自治体の財政負担が増える可能性

2. 頻回受診といった不適切利用への懸念

3. 国庫負担金減額の影響

※ このほか、現物給付化の導入初期には、新たな事務フローやシステム対応に関する負担が一時的に増えることが想定される。

■償還払い方式と現物給付方式の比較

項目	償還払い	現物給付
利用者の利便性	窓口立替え必要	窓口立替え不要
申請手続き	必要	不要
本人・家族・支援者の負担	大きい	小さい
医療費助成の利用率	利用漏れあり	安定
事務負担	増加傾向	減少傾向
財政負担	安定	増加傾向
国庫負担減額	なし	一部あり（国保分のみ）